



2019年度・手話言語条例を考える  
行政担当者学習会

報 告 書

主 催：一般財団法人全日本ろうあ連盟  
共 催：手話を広める知事の会・全国手話言語市区長会  
日 時：2020年1月29日（水） 13：00～17：00  
会 場：AP虎ノ門 11階 ルームA

# 2019年度・手話言語条例を考える行政担当者学習会 報告書

日時：2020年1月29日（水）13：00～17：00

会場：東京 AP 虎ノ門 11階 ルームA

主催：全日本ろうあ連盟

共催：手話を広める知事の会、全国手話言語市区長会

対象：手話言語条例を検討、または実施している自治体担当者

参加者： 事前申し込み 107名（85自治体 と 聴覚障害者協会から数名の傍聴）

条例制定済みの地域から 32名

条例検討中の地域から 75名

当日の参加者 102名（5名は当日欠席）＋講師・スタッフ等 16名 ＝ 118名

2020年1月29日（水）AP 虎ノ門にて、「2019年度・手話言語条例を考える行政担当者学習会」を開催し、主催者を含む118名の参加がありました。

この学習会は手話言語条例の内容や意義、施策作り等について研修と情報交換を行い、より効果的な条例の制定・運用の促進を目的としています。

今回は 85 の自治体からの参加があり、手話言語条例制定への関心の高さがうかがえました。

司会：手話言語法制定推進運動本部委員

日本手話通訳士協会理事

川根 紀夫氏



■主催者挨拶 全日本ろうあ連盟理事長 石野 富志三郎



## ■講義① テーマ：「全国に広がる手話言語条例～手話言語の時代～」

講師 全日本ろうあ連盟 理事・手話言語法制定推進運動本部 委員  
石橋 大吾

国連の障害者権利条約の批准から国内法の整備に至った経緯や、障害者総合支援法で手話通訳関連事業が定められているものの、きこえない人の手話言語の獲得や、手話言語で学ぶための施策が含まれていないため、手話言語法の制定が必要であると話されました。

また、手話言語条例は共生社会の構築を目指すものであり、障害の有無に関わらず誰もが社会に参画できるための方法であるが、条例が制定されたからと言ってすぐに 100%良い方向に変わるものではなく、皆で一緒に作り上げていくことが大切であり、行政の担当者も様々な意見を取り入れて一緒に検討を進めていただきたい、と結ばれました。



## ■事例報告

条例を制定しており、「手話を広める知事の会」「全国手話言語市区長会」の会員自治体でもある「山口県」と「伊勢市」より報告をいただき、その後、グループに分かれての意見交換を行いました。



## 事例報告① 山口県 健康福祉部 障害者支援課 河地 俊彦 氏

山口県は知事提案で条例が作られました。そのため、議会での説明ができるよう、行政担当者としては①地域で起こっている課題、②解決ための対策、③そのために条例でどんな取り組みをしたいのか、ということをしつかり把握しておく必要があると言います。そして山口県の条例では「手話の普及」と「手話の習得の機会の確保」を2本柱にして進め、検討委員会で様々な意見を聞きながら議論を進めました。条例制定後は予算確保に苦勞をしますが、条例を作る上でも施策を立てる上でも、客観的なデータや理論構成が必要であると話されました。



## 事例報告② 伊勢市 健康福祉部 障がい福祉課 係長 野北 元昭 氏



条例制定のきっかけは、手話言語法制定のための意見書が議会で全会一致で採択された時、当事者団体の方がとても喜んでいて、さらに「いずれは手話言語条例が作れたらいいな」という声を受けて検討を始めました。検討を進める中で苦勞したことは、当事者が持っている様々な思いを、どう条文に反映させていくかのすり合わせでした。最終的には、条文は市が責任を持って作成する代わりに、前文に当事者の思いを入れて市は手を入れない形で作成をしました。現在、手話の普及のために、HPやリーフレット等での広報や、手話教室の開催、手話通訳者の環境整備など様々な取り組みを行っています。

## ■講義② テーマ：「手話言語について学ぶ 音声言語と手話言語の獲得と習得 ～言語政計画（政策）の視点を加えて～」

講師 青山学院大学 名誉教授 本名 信行 氏

手話言語条例や手話言語法がどうしても必要なのか、実行に移すには何が大事なのかという基本的観点からのお話がありました。

人間は誰もがことばをもって生まれてくるものであり、かつては聞こえないから言語獲得ができないと思われてきたが、それは音声言語を獲得できないということであって、手話を第一言語として獲得すれば、聞こえない人も聞こえる人と同じように発達をすることができる、



つまり失聴と言語能力は関係がないということです。言語獲得のためには言語環境を整えていくことが必要になりますが、手話言語の研究はまだ遅れている面があるので、言語政策としての介入が必要になってきます。そのために手話言語法の制定が必要である、と話されました。

### 「会場の様子」

